

## 代理店の権限 告知受領権の有無について

### 代理店の権限

当社は損害保険および生命保険の代理店であり、損害保険契約の締結を代理および生命保険契約の締結の媒介をいたします。

### 告知受領権の有無

当代理店は損害保険の告知受領権を有しています。お客さまに告知いただいた保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になったり、保険金をお支払いできないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。